

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成29年2月

真庭市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 真庭市における農業の現状と課題	1
2 真庭市の農業振興における関係機関等との協力・連携	1
3 育成・支援すべき担い手の対象	2
4 農地の流動化の推進	2
5 集落営農組織および女性農業者等の育成・支援	3
6 認定農業者制度の推進および認定農業者に対する支援	3
7 経営の基本指標および育成目標	4
8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
1 適応地域	6
2 効率的かつ安定的な農業経営の類型および指標	6
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農 業経営の指標	7
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標	8
1 農用地の利用集積に関する事項	8
2 農用地の利用関係の改善に関する事項	8
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	9
1 利用権設定等促進事業に関する事項	9
2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	16
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	16
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて 行う農作業の実施の促進に関する事項	19
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に に関する事項	19
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	20

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	21
第6 農用地利用集積円滑化事業に関する事項	22
1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	22
2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	22
3 その他農地利用集積円滑化事業の実施に関する事項	23
第7 その他	27
別表	28
別紙1	33
別紙2	34

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 真庭市における農業の現状と課題

真庭市は岡山県の北部に位置し、市の北部に広がる蒜山地域の高原地帯から、南部に広がる平坦地まで豊かな自然条件に恵まれており、高冷地の気候を生かした野菜や花の生産、蒜山地域を中心とした酪農、南部地域を中心としたブドウ等の果樹栽培など、地域の特性を生かした多様な農畜産物が生産されている。

真庭市の2015年農業センサスによる総農家数と販売農家の農業従事者、平均年齢、経営耕地面積は2010年と比較して総農家数は5,217戸で463戸(11%)の減、農業従事者は8,297人で2,261人(21.4%)の減、平均年齢は60.6歳で1.1歳の増、経営耕地面積で3,552haで410ha(10%)の減と農家数、従事者数、耕地面積の減少と高齢化等が進み、個別経営体における経営規模の維持・拡大等が困難な状況にある。そのような中、今後、本市の農業が持続的な維持・発展を遂げていくためには、農業後継者の育成はもちろんのこと、新規就農者をはじめ、定年帰農者、あるいは集落営農組織など、多様な農業の担い手を確保・育成していく必要がある。

このような中、北部の蒜山地域においては、酪農を中心にしながら、高冷地の気候を生かした、野菜や花等の産地化を図る。また、狭小な農地が多いなど、個別経営が困難な山間地域では、特に、集落営農組織の確保・育成を推進する。また、比較的平野部に土地基盤整備済みのまとまった農地が広がる南部では、水稻を主としながら、一部では果樹や施設野菜等の園芸作物の栽培が盛んであり、今後は、果樹、園芸作物を中心に高収益の作目・作型を導入して産地化を図ることとする。

また、本市では、特に、営農条件に恵まれない山間地域において、耕作放棄地の増加が顕在化しつつあり、周辺農地の耕作にまで支障を及ぼすことが懸念されることから、これら耕作放棄地の防止・解消を含め、農業生産の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 真庭市の農業振興における関係機関等との協力・連携

真庭市は、将来の真庭市の農業を担う農業経営者の意向、その他、農業経営に関する諸条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域農業の振興を図るために行う自主的な活動を支援することを旨とし、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、農業経営基盤強化促進事業及びその他の必要な措置を総合的に実施する。

また、真庭市は、既に設置されている真庭市農業再生協議会が主体となって、真庭農業協同組合、びほく農業協同組合、真庭市農業委員会、真庭農業普及指導センター等の協力・連携の下で、集落内において十分な話し合いを行い、集落の農業あるいは集落自体を維持・発展させていくための将来展望を持ち得るよう支援する。また、望ましい経営を目指す農業者や、その組織などに対し、真庭市農業再生協議会が主体となって、農業経営の改善に向けた方策

の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来の方向性について選択・判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や農業者の相互の連携が図られるよう支援する。

3 育成・支援すべき担い手の対象

(1) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号、以下「法」という。）第 12 条により、真庭市で農業経営改善計画の認定を受けた経営体

(2) 認定新規就農者

法第 14 条の 4 に基づき真庭市で青年等就農計画の認定を受けた経営体

(3) 基本構想水準到達者

次のいずれかに該当する経営体（認定農業者、集落営農、認定新規就農者を除く）

- ア 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者
- イ 農業経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者（平成 23 年度以降再認定を受けていない者の中から確認）

(4) 集落営農

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農

ア 特定農業団体

法第 23 条に基づき、地域の農地の 2/3 以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織

イ 集落営農組織

複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織

(5) 今後育成すべき農業者

担い手に位置づけられていない経営体のうち、真庭市が今後育成すべきと考える経営体

(6) 認定農業者等以外の農外から参入した企業

農外から参入した企業（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者を除く。）

4 農地の流動化の推進

真庭市は、農業経営の改善による望ましい農業経営体の育成を図るため、土地利用型農業により経営の規模拡大を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、真庭市及び真庭市農業委員会等関係機関が農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握・管理するとともに、農業委員などとの協力・連携を図りながら利用権設定等を進める。

また、これら農地の流動化に関しては、市全域において土地利用調整を行い、集団化・連担化した良好な営農条件のもとで、担い手に農地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地利用集積円滑化事業第4条第3項)の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

さらに、水田農業等土地利用型農業を主とする集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が進んでいない集落においては、集落内の話し合いと合意形成を促進するために、農用地利用改善団体の設立等を推進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個人経営体又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、あるいは集落営農の組織化・法人化といった、各々地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を明らかにすることができるよう支援を行う。特に、認定農業者等担い手の確保・育成が困難であると見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及・啓発を行い、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体の設立等を推進するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取組むことができるよう指導・助言を行う。

このような土地利用型農業における意欲的な農業経営の利用集積による経営規模拡大とともに、農作業受託等による実質的な経営規模拡大も促進する。また一方で、施設型の集約的な農業経営についても、真庭農業普及指導センターの指導・助言の下に検討を行い、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入等を推進する。

5 集落営農組織および女性農業者等の育成・支援

集落営農組織は、農業従事者の減少及び高齢化等が進み個別の経営が困難な地域において農業経営を維持していく上で重要な位置づけを占めるものであることから、これら集落営農組織の育成を図るとともに、当該組織全体の協業化・法人化等を進め特定農業法人又は特定農業団体の設立を推進する。

さらに、市内の農業の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請を進め、認定農業者に占める女性農業者の割合を向上させるとともに、家族経営協定の締結の推進や、あるいは集落営農の組織化・法人化についての話し合いの場に女性の参加を呼びかけるなど、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進・支援する。

また、農村地域のコミュニティの維持・発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営体のみならず、経営規模の小さい兼業農家、あるいは生きがいとして農業を営む高齢農家等についても役割を明確化するとともに、本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化等の必要性について、理解と協力を求めていくものとする。

6 認定農業者制度の推進および認定農業者に対する支援

法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の確保・育成

に係る重要な施策の一つとして位置づけ、農業委員会の支援による認定農業者への農地の利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、真庭市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

真庭市は、真庭市農業再生協議会を中心に、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行うとともに、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる改善に向けて当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に進める。

7 経営の基本指標および育成目標

真庭市は、このような地域の農業の現状及びその将来的な見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、真庭市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（一経営体当たり概ね 400 万円）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり 1,900 時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、真庭市における育成・支援すべき担い手（認定農業者）の現状及び目標は次のとおりとする。

現状（平成 27 年度末）

- ・認定農業者 271 経営体（うち法人 26）
- ・集落営農組織 37 組織（うち法人 9）

※先進的経営体の法人数は集落営農組織の法人数を含む

目標（平成 37 年）

- ・認定農業者 235 経営体（うち法人 30）
- ・集落営農組織 55 組織（うち法人 15）

注釈：この章での「概ね」は 8 割とする。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

（1）新規就農の現状

真庭市の平成 27 年度の新規就農者は 7 人であり、過去 5 年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、北部地域における高冷地の気候を生かした野菜や花、南部地域を中心としたブドウ等の果樹などの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、真庭市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間 2 万人とするという新規就農者の確保・定着目標や「21 世紀おかやま農業経営基本方針」に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標 750 人/5 年を踏まえ、真庭市においては年間 11 人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

真庭市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人あたり 1,200 時間以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 200 万円以上）とする。

また、真庭市における新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標として経営を営む者の経営体数の現状及び目標は次のとおりとする。

現状（平成 27 年度末）

- ・認定新規就農者 3 経営体

目標（平成 37 年）

- ・認定新規就農者 30 経営体

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた真庭市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着までの段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については真庭市農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については真庭農業普及指導センターや、真庭農業協同組合、びほく農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 真庭市北部

北部地区ではトマト・ミニトマトを中心として、新たに農業経営を営もうとする青年等の受け入れを重点的に進め、真庭農業協同組合、真庭農業普及指導センターと連携し、トマト・ミニトマトの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ 真庭市南部

南部地区ではぶどうを中心として、新たに農業経営を営もうとする青年等の受け入れを重点的に進め、真庭農業協同組合、びほく農業協同組合、真庭農業普及指導センターと連携し、ぶどうの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

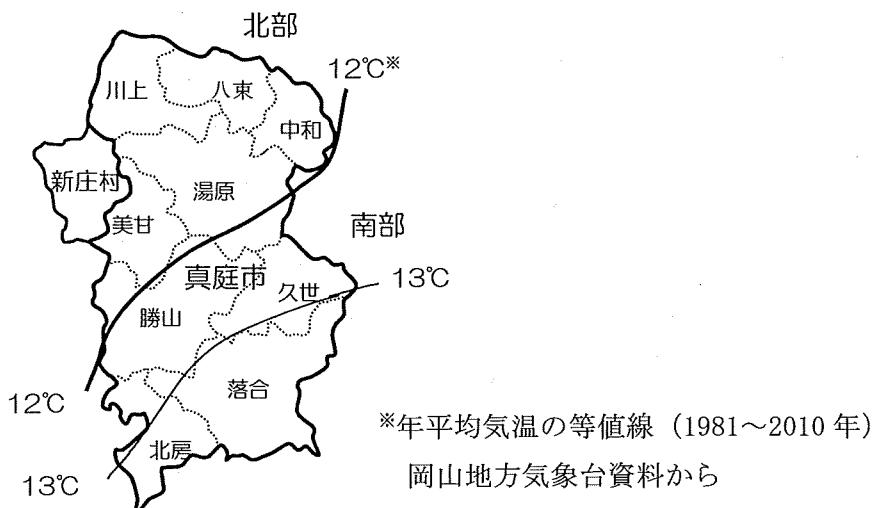
第2 農業経営の規模、生産方式、經營管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 適応地域

真庭市は南北に広がりを持ち、標高差も大きく、気象・標高・地形条件も多様であることから、年平均気温 12°Cを境界に北部と南部に分けて、営農類型ごとに適応地域を設定する。

- ・ 北部とは、年平均気温 12°C未満の地域（旧八東村、川上村、中和村、美甘村、湯原町）
- ・ 南部とは、年平均気温 12°C以上の地域（旧勝山町、久世町、落合町、北房町）

真庭市の年平均気温による地域区分図



2 効率的かつ安定的な農業経営の類型および指標

第1に示したような目標の達成を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に真庭市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、真庭市における主要な営農類型を示すと別表のとおりである。

番号	営農類型	作目	経営規模	適応地域
1	水稻・作業受託複合	水稻・作業受託・転作作物	1,000a	全域
2	野菜専作	キャベツ	550a	北部
3	野菜専作	雨よけトマト	30a	北部
4	野菜専作	だいこん・キャベツ・白ネギ	400a	北部
5	野菜専作	なす・ほうれんそう・白ネギ	150a	南部
6	野菜専作	キュウリ・しゅんぎく	35a	南部
7	野菜・果樹複合	ミニトマト・ぶどう	40a	全域
8	果樹専作	ぶどう	60a	全域
9	果樹専作	ぶどう・なし	80a	南部
10	果樹専作	ぶどう・かき	100a	南部
11	花き専作	ソリダゴ	40a	北部
12	花き専作	リンドウ・ソリダゴ	40a	北域
13	花き・野菜複合	きく・白ネギ・しゅんぎく	50a	南部
14	酪農専作	ホルスタイン	50頭	全域
15	酪農専作	ジャージー	50頭	全域
16	肉用牛専作	繁殖(黒毛和種)	50頭	全域
17	肉用牛・水稻複合	繁殖(黒毛和種)・水稻	20頭・10ha	全域
18	茶専作	茶	300a	南部

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に真庭市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、真庭市における主要な営農類型を示すと別表のとおりである。

また、営農類型を示していないものは、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考にすることとする。

番号	営農類型	作目	経営規模	適応地域
1	施設野菜専作	トマト	20a	北部

2	花き専作	りんどう、ソリダゴ	30a	北部
3	果樹専作	ぶどう（ピオーネ、シャインマスカット）	40a	南部
4	露地野菜専作	ナス、ホウレンソウ、白ネギ	40a	南部

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1 農用地の利用集積に関する事項

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
38%	

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、真庭市農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、真庭市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条で指定された農地中間管理機構が実施する同法第2条で規定された農地中間管理事業も積極的に活用する。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

真庭市は、岡山県が策定した「21世紀おかやま農業経営基本方針」の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、真庭市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

真庭市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、真庭市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア 北部および南部の平坦部で、土地改良事業を実施した地区においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施することにより、担い手を農地が集団化・連担化した良好な営農条件の下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 北部及び南部の山間地域の土地改良事業の未実施地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

さらに、真庭市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件の全て（農地所有適格法

人には、(ア)、(イ)及び(オ)に掲げる要件の全てを備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壯年の農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件)の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第3項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化事業又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「政令」という。)第5条で定める者を除く。)は、次に掲げる全てを備えるものとする。

- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
ただし、利用権を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 真庭市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適當な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別紙10の第1に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 真庭市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 真庭市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 真庭市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るために、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 真庭市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、真庭市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 真庭市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 真庭市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 真庭市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 真庭市は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案し

て農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、真庭市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 真庭市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、（1）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（1）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（1）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適切に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について真庭市の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次

に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

真庭市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

真庭市は、真庭市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を真庭市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

真庭市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

真庭市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを真庭市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

真庭市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 真庭市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 真庭市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 真庭市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を真庭市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 真庭市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 真庭市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理機構事業の活用を図るものとする。真庭市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 真庭市は、市全域を区域として農地利用集積円滑化事業の促進に関して特段の配慮を行うものとする。
- (2) 真庭市、真庭市農業委員会、真庭農業協同組合、びほく農業協同組合、土地改良区等の関係団体は、農用地等の所有者の委任を受けてその者を代理して行う権利調整等の農地利用集積円滑化事業を促進するため、農用地利用集積団体に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

真庭市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適當であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を真庭市に提出して、農用地利用規程について真庭市の認定を受けることができる。
- ② 真庭市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 真庭市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を真庭市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（特定農業法人を除き、特定農業法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 真庭市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7） 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 真庭市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 真庭市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、真庭農業普及指導センター、真庭市農業委員会、真庭農業協同組合、びほく農業協同組合、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、真庭市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

真庭市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

真庭市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用し

た実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に發揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の8(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

真庭市新規就農者等確保計画に基づき岡山県青年農業者等育成センター（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）や真庭農業普及指導センター、美作広域農業普及指導センター、真庭農業協同組合、びほく農業協同組合、先進農家などと連携し、就農相談会等での就農情報（研修、空き家に関する情報等）の発信を行うとともに、就農希望者の受け入れ環境の整備を行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

真庭市が中心となり、真庭農業協同組合、びほく農業協同組合、農業委員、農業士等、真庭農業普及指導センター、美作広域農業普及指導センター、県農業大学校等と連携・協力して、実践研修、経営・生活相談・技術指導等を行い、就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことが出来る仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、真庭市が中心となり、人・農地プランの作成・見直しの話し合いや真庭市農業再生協議会のもとで相互連携を図りながら、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、青年農業者クラブやJA青壮年部活動、同世代の農業者との仲間づくり、交流の機会を設ける。

ウ 経営力の向上に向けた支援

経営能力の向上に向けては、真庭農業普及指導センター、美作広域農業普及指導センターや専門家を活用した研修会や経営分析、相談などにより、経営初期の経営力向上に向けた重点的な支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援

策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については岡山県青年農業者等育成センター（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）、真庭農業普及指導センター、技術や経営ノウハウについての習得、就農後の営農指導等フォローアップについては、真庭農業普及指導センター、美作広域農業普及指導センター、真庭農業協同組合、びほく農業協同組合、農業士等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

真庭市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 真庭市は、土地改良事業による農業生産基盤整備の促進、あるいは農産物の集出荷施設等の農業近代化施設の導入などを推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくまでの条件整備を図る。

イ 真庭市は、ICT事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 真庭市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通じる望ましい経営の育成を図ることとする。このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ 真庭市は、下水道整備事業等の推進を図ることにより、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 真庭市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

真庭市は、真庭市農業委員会、真庭農業普及指導センター、美作広域農業普及指導センター、真庭農業協同組合、びほく農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係

機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 真庭市農業委員会等の協力

真庭市農業委員会、真庭農業協同組合、びほく農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、真庭市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、真庭市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

真庭市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体である農地利用集積円滑化団体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、③農地の出し手や受け手との確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 真庭市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を除いた真庭市全域を対象として行うこととする。

② 真庭市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定

めるものとする。

なお、真庭市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農用地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないよう、真庭市が市全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

（1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け
又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
- イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
- ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
- イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
- ウ 農用地等の管理に関する事項
- エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構（一般社団法人岡山県農業会議）、真庭市農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

（2）農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者（真庭市を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、真庭市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、真庭市から承認を得るものとする。

② 真庭市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

- ア 基本構想に適合するものであること。

- イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
- ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
- エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
- (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
- (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
- (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
- (エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
- (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構（一般社団法人岡山県農業会議）、真庭市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
- (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
- (キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 真庭市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、真庭市農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 真庭市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を真庭市の公報への記載により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 真庭市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告を

させるものとする。

- ② 真庭市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 真庭市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。
- ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。
- イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 真庭市は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を真庭市の公報への記載により公告する。

(4) 真庭市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。

- ① 真庭市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 真庭市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、真庭市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所又は時間を公告する。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 真庭市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 真庭市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を真庭市の公報への記載により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、經營農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式6の利用権設定等委任契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
 - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
 - イ 所有権の移転をする場合の対価又は賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
 - ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。
この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、真庭市農業委員会の意見を聞くものとする。
- ② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が賃借する農用地等の借賃については、真庭市農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、真庭市農業委員会の意見を聞くものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研

修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借り入れの存続期間とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、真庭農業普及指導センター、美作広域農業普及指導センター、真庭農業協同組合、びほく農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、真庭市農業委員会、真庭農業協同組合、びほく農業協同組合、真庭農業普及指導センター、美作広域農業普及指導センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、農業経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月10日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成21年5月13日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成24年4月 1日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成29年2月 日から施行する。

別表
1 営農類型モデル

(1) [個別経営体]

當農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
①水稻・作業受託複合	〈作付面積等〉 水稻=8ha 黒大豆=2ha 水稻作業受託 5ha 〈経営面積〉 10ha	〈資本装備〉 ・トラクター (40ps) ・コンバイン (4条刈) ・乾燥機 (25石) 2台 ・田植え機 (4条) 1台	・複式簿記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・データを活用した経営管理	・家族経営協定の締結に基づく役割分担の明確化、給料制、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者の確保	全域
②野菜専作	〈作付面積等〉 キャベツ (4~6月まき)=400a (9~10月まき)=150a 〈経営面積〉 550a	〈資本装備〉 ・トラクター (24ps) ・全自動移植機 1台 ・管理機 1台 ・ブームスプレーヤー1台	・複式簿記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・データを活用した経営管理	・家族経営協定の締結に基づく役割分担の明確化、給料制、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者の確保	北部
③野菜専作	〈作付面積等〉 雨よけトマト=30a 〈経営面積〉 30a	〈資本装備〉 ・パイプライン(3,000m) ・トラクター (14ps) ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・かん水装置 一式	・複式簿記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・データを活用した経営管理	・家族経営協定の締結に基づく役割分担の明確化、給料制、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者の確保	北部
④野菜専作	〈作付面積等〉 春まきだいこん=50a 夏まきだいこん=50a キャベツ=250a 白ねぎ=50a 〈経営面積〉 400a	〈資本装備〉 ・トラクター (24ps) ・トラクター (14ps) ・プラウ ・敵立マルチシーダー ・全自動移植機 1台 ・管理機 1台 ・ブームスプレーヤー1台 ・皮むき機 1台	・複式簿記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・データを活用した経営管理	・家族経営協定の締結に基づく役割分担の明確化、給料制、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者の確保	北部
⑤野菜専作	〈作付面積等〉 なす=20a ほうれんそう=100a 白ねぎ=30a 〈経営面積〉 150a	〈資本装備〉 ・トラクター (24ps) ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・かん水装置 一式 ・皮むき機 1台	・複式簿記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・データを活用した経営管理	・家族経営協定の締結に基づく役割分担の明確化、給料制、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者の確保	南部

⑥野菜専作	〈作付面積等〉 きゅうり = 30 a しゅんぎく = 5 a 〈経営面積〉 35 a	〈資本装備〉 ・ペイプハウス(500 m ²) ・トラクター (14ps) 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・かん水装置 一式	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・データを活用した経営 管理	・家族経営協定の締結に基づく役割分担の明確化、給料制、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者の確保	南部
	⑦野菜・果樹複合	〈作付面積等〉 ミニトマト = 15 a ピオーネ簡易被覆 = 25 a 〈経営面積〉 40 a	〈資本装備〉 ・ペイプハウス(1,500 m ²) ・果樹棚 (2,500 m ²) ・トラクター (14ps) 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・かん水装置 一式	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・データを活用した経営 管理	・家族経営協定の締結に基づく役割分担の明確化、給料制、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者の確保
⑧果樹専作	〈作付面積等〉 ピオーネ加温 = 30 a ピオーネ簡易被覆 = 30 a 〈経営面積〉 60 a	〈資本装備〉 ・ペイプハウス(3,000 m ²) ・果樹棚 (6,000 m ²) ・動力噴霧機 1台 ・かん水装置 一式 ・バックホー(共同利用) 1/2 台	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・データを活用した経営 管理	・家族経営協定の締結に基づく役割分担の明確化、給料制、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者の確保	南部
⑨果樹専作	〈作付面積等〉 ピオーネ簡易被覆 = 50 a なし = 30 a 〈経営面積〉 80 a	〈資本装備〉 ・果樹棚 (8,000 m ²) ・動力噴霧機 1台 ・かん水装置 一式 ・バックホー (共同利用) 1/2 台	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・データを活用した経営 管理	・家族経営協定の締結に基づく役割分担の明確化、給料制、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者の確保	南部
⑩果樹専作	〈作付面積等〉 ピオーネ簡易被覆 = 50 a かき = 50 a 〈経営面積〉 100 a	〈資本装備〉 ・果樹棚 (5,000 m ²) ・動力噴霧機 1台 ・かん水装置 一式 ・バックホー(共同利用) 1/2 台	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・データを活用した経営 管理	・家族経営協定の締結に基づく役割分担の明確化、給料制、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者の確保	南部
⑪花き専作	〈作付面積等〉 ソリダゴ = 40 a 〈経営面積〉 40 a	〈資本装備〉 ・ペイプハウス(4,000 m ²) ・トラクター (14ps) 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・かん水装置 一式	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・データを活用した経営 管理	・家族経営協定の締結に基づく役割分担の明確化、給料制、休日制導入 ・農繁期での臨時雇用従事者の確保	北部

<p>⑫花き専作 りんどう＝10a シリダゴ＝30a 〈経営面積〉 40a</p>	<p>〈資本装備〉 ・パイプハウス(3,000m²) ・トラクター(14ps) 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・かん水装置 一式</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳 所得税青色申告の実施 農業日誌記帳 データを活用した経営管理 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく役割分担の明確化、給料制、休日制導入 農繁期での臨時雇用従事者の確保 	北部
<p>⑬花き・野菜複合 きく＝30a 白ねぎ＝20a しゅんぎく＝5a 〈経営面積〉 50a</p>	<p>〈資本装備〉 ・パイプハウス(3,000m²) ・トラクター(25ps) 1台 ・トラクター(14ps) 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・かん水装置 一式 ・皮むき機 1台</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳 所得税青色申告の実施 農業日誌記帳 データを活用した経営管理 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく役割分担の明確化、給料制、休日制導入 農繁期での臨時雇用従事者の確保 	南部
<p>⑭酪農専作 (ホルスタイン) 乳牛成牛＝50頭 育成牛＝22頭 飼料作物＝15ha 〈経営面積〉 15ha</p>	<p>〈資本装備〉 ・牛舎、堆肥舎 ・パイプラインミルカー ・バルククリーラー ・バーンクリーナー ・トラクター(69ps) 1台 ・トラクター(66ps) 1台 ・ロールペーラー 1/3台 ・ラッピングマシーン 1/3台 〈その他〉 大型の飼料生産機械は共同利用、共同作業を進めて生産の効率化とコスト削減に努める</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳 所得税青色申告の実施 農業日誌記帳 データを活用した繁殖管理 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく役割分担の明確化、給料制、休日制導入 計画的なヘルパー利用 	全城
<p>⑮酪農専作 (ジャージー) 乳牛成牛＝50頭 育成牛＝22頭 飼料作物＝15ha 〈経営面積〉 15ha</p>	<p>〈資本装備〉 ・牛舎、堆肥舎 ・パイプラインミルカー ・バルククリーラー ・バーンクリーナー ・トラクター(69ps) 1台 ・トラクター(66ps) 1台 ・ロールペーラー 1/3台 ・ラッピングマシーン 1/3台 〈その他〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳 所得税青色申告の実施 農業日誌記帳 データを活用した繁殖管理 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく役割分担の明確化、給料制、休日制導入 計画的なヘルパー利用 	北部

		<ul style="list-style-type: none"> ・大型の飼料生産機械は共同利用、共同作業を進めて生産の効率化とコスト削減に努める 		
⑥肉用牛専作 (繁殖)	黒毛和種 経産牛=50頭 育成牛=13頭 飼料作物=18ha (経営面積) 18ha	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛舎、堆肥舎 ・トラクター(60ps) 1台 ・ロールベーラー 1台 ・ラッピングマシーン 1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・データを活用した繁殖管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく役割分担の明確化、給料制、休日制導入
⑦肉用牛・水稻複合 (繁殖)	黒毛和種 経産牛=20頭 育成牛=5頭 飼料作物=4ha 水稻=6ha 水稻作業受託 (経営面積) 10ha	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛舎、堆肥舎 ・トラクター(40ps) 1台 ・ロールベーラー 1台 ・ラッピングマシーン 1台 ・コンバイン(3条) ・田植機 (4条) 1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・データを活用した繁殖管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく役割分担の明確化、給料制、休日制導入
⑧茶専作	茶=300a (経営面積) 300a	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場 ・荒茶製造施設 一式 ・深耕用管理機 1台 ・摘採機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・〈その他〉 ・荒茶製造施設は共同利用とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農作業日誌記帳 ・データを活用した経営管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく役割分担の明確化、給料制、休日制導入

(2) [新規就農者]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
①野菜専作	〈作付面積等〉 雨よけトマト=20 a 〈経當面積〉 20 a	〈資本装備〉 ・パイプハウス(2,000 m ²) ・トラクター(14ps) ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・かん水装置 一式	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農業日誌記帳	・家族労働力 = 2人 ・繁忙期の臨時雇用 ・計画的な作業実施	北部
②野菜専作	〈作付面積等〉 なす=10 a ほうれんそう=20 a 白ねぎ=30 a 〈経當面積〉 60 a	〈資本装備〉 ・トラクター(24ps) ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・かん水装置 一式 ・皮むき機 1台	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農業日誌記帳	・家族労働力 = 2人 ・繁忙期の臨時雇用 ・計画的な作業実施	南部
③果樹専作	〈作付面積等〉 ピオーネ簡易被覆=40 a 〈経當面積〉 40 a	〈資本装備〉 ・果樹棚 (4,000 m ²) ・動力噴霧機 1台 ・かん水装置 一式 ・バックホー (共同利用) 1/2 台	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農業日誌記帳	・家族労働力 = 2人 ・繁忙期の臨時雇用 ・計画的な作業実施	南部
④花き専作	〈作付面積等〉 りんどう=20 a ソリダゴ=10 a 〈経當面積〉 30 a	〈資本装備〉 ・パイプハウス(1,000 m ²) ・トラクター(14ps) ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・かん水装置 一式	・複式簿記記帳 ・所得税青色申告の実施 ・農業日誌記帳	・家族労働力 = 2人 ・繁忙期の臨時雇用 ・計画的な作業実施	北部

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設に用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件。

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地や農業用施設用地として利用するために利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号若しくは第8号又は第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2 (第4の1(2) 関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借権による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 存続期間は1年から10年（農業者による金制度関連の場合は10年、開発して農用地となることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算出する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算出する。 3 開発して農用地とすることができる農地において、栽培を予定する作物の通常栽培期間からみて1年から10年とすることが相当ではないと認められる場合には、1年から10年と異なる存続期間とすることができる。	1 借賃は、毎年農地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により当該利用権の当該利用権の利用権の設定（又は移転）を受ける者者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額をその他の有益費について償還を請求する場合その他の法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対する名目のいかんを問わず、償還の代價を請求してはならない旨を定めるものとする。
2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。	3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	2 農用地利用集積計画においては、利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき、真庭市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。	
3 農地中間管理事業による場合は、10年以上となるよう努めるものとする。	4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。	この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつ定めるものとする。	

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①と同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の農業用施設用地の形態、当事者双方の受益又は負担の程度を総合的に勘案して算出する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額、放牧利用の形態に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の③と同じ。</p>	1 の③と同じ。	I の④と同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
I の①と同じ。	<p>1 作目毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>I の③と同じ。この場合には「損益」と、「貸入」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）と読み替えるものとする。</p>	I の④と同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するためには高額な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を行ふ者(所有権者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行ふ者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに對価の全部が支払いが行われないとときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法令関係は失効するものとする。